規 則

部 を改正する規則をここに公布する。 地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規 則 \mathcal{O}

成三十一年三月二十九

日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

玉 県規則第三十一号

地方公営企業法第三十九 条第二項に規定する 知 事 が 定 \emptyset る職 を指定する規 則

 \mathcal{O} 一部を改正する規則

和 四十年埼玉県規則第七十六号) 地方公営企業法第三十九条第二項 \mathcal{O} に規定す 一部を次 0 る ように改正する。 知事が定め る職を指定する規則 昭

政策医療企画室長」 書館長」の が 院長」 λ 第 四号中 ・ サ ル \mathcal{O} コー 下に 下に 「のうち病院長」 マセ _ $\vec{}$ 移 植 ンター長、 を加える。 脳神経センター長」 ロセンタ の 下 に 低侵襲手術セン 長、 $\vec{\ }$ 小児が を、 T Q んセンタ M推進室長、 「地域医療連携室長」 タ — 長、 周術 長、 感染管理室長」 期センタ 遺伝診療センター長、 の 下 に 長」 を、 $\overline{\ }$ を、 希少 図 一副

附 則

の規則は、 平成三十一年四 月 日 から 施行する。